

の差があつてもいいということになるわけでございます。その三%の違いと申しますのは、ただよその例にならひまして、よその例を見ますと、部長級に二〇%以上の管理職手当を出しておりますところか十六市でございます。一八%のところか六市でございます。又、課長級と部長級が同じ一五、一五という市も一市ございますが、ただこの一市は部長級が一等級の給料表で、課長級が二等級の給料表というように、給料表が分かれていゝというふうな点がございます。そういうことで、三%はどういうわけかと御質問を受けますと、大変困るわけでございますが、よその市の例にならうと、しかも福生は青梅が一八%、昭島が部長級一八%でございますので、それにならうとということでございます。

○十二番(貫井喜代次君)

よくわかりました。

ただ、条例の改正の中、月額というものが、他の関係をいま例に挙げて言いましたけれども、私が申し上げましたのは、この十八条の二で別表ということかうたつてあるから、字を重ねるような「月額」ということをあえて入れる必要はなかつたのではないかと申し上げたわけですが、だからといって無効とか条例違反ということはないわけだから、一向に差し支えないと思ひますが、字を重ねる必要はなかつたのではないかと思ひます。

ないかと思ひます。

三%ということにこだわるわけではないが、

私はこういうふうなことを考へてあります。

管理職手当に格差をつけるということより、まず第一番に給料表の等級枠を二設けるのが基本的なものでなからうかと、その方が先ではないかと考へておつたわけですけれども、こうしたことは今回の管理職手当のパーセントを改正するに對して考へたかどうか。いま一等級から五等級まであるものを、さらに部長ができたからいま一等級をつくるということが、私は管理職手当のパーセントを上げるよりよろしいのではないかと考へておつたわけですが、そういうふうなことを考へたかどうか。

(助役(篠崎俊夫君))

確かに助論といたしますと、一等級と二等級の給料表

を、部長と課長に分ける方が適當であらうということも言えると思ひます。それでよその市のことを言つて申しわけないが、二十五市の中で一等級、二等級と部長、課長の給料表を分けていゝところか幾つあるか調べてみましたところ、現在のところ十市でございます。それで福生もまだ部長制は初めてだから、もう少し様子を見て、よその例にならうということ、今回は見合せてたような次第で

ございます。

(「了解」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

以上で質疑を終わります。

○十番(指田保雄君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十九号については、総務委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

お諮りいたします。

ただいま指田保雄君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

御異議なしと認めます。

よって議案第三十九号は総務

委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田 博君)

日程第九 議案第四十号 福生市消防団条例の一部

を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(市民部長 生子国利君 登壇)

○市民部長(生子国利君)

議案第四十号 福生市消防団条例の一部を改正する

条例の提案理由並びに内容の説明をさせていただきます。

本条例の改正は提案理由にもありますとおり、一部特別職の職員の報酬改定に伴って、消防団員の報酬の額を改正しようとするものでございます。

まず改正率につきましては、特別職の改正率に準拠し、全体平均額では五％のアップ率でございますが、今回の改定につきましては、階級ごとの格差を考慮いたしまして、一率に七・五％とせず、団員に配属をいたし改正しようとするものでございます。階級別の改正率を申し上げますと、団長六・二％、副団長六・四％、分団長六・七％、副分団長七・二％、部長七・四％、班長七・七％、団員七・九％となっております。以上の内容を基礎にして条文の改正をしようとするものでございます。

第十二条の内容の説明をさせていただきます。

団長十五万三千三百円を十六万二千八百円に、副団長十一万八千九百円を十二万六千五百円に、分団長八万四千七百円を九万四千円に、副分団長五万六千九百円を六万四千円に、部長は五万四百円を五万四千五百円に、班長三万六千三百円を三万九千五百円に、団員二万五千三百円を二万七千三百円に改めようとするものでございます。この条例につきましては、非常勤特別職と同様、四月一日から適用したいということでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、決定されますようお願いいたします。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

○十番(指田保雄君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十号については、厚生委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま指田保雄君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって議案第四十号は厚生

委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田 博君) 日程第十 議案第四十一号 福生市宮野球場設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(教育委員会教育次長 内田和雄君 登壇)

○教育委員会教育次長(内田和雄君) 御指名によりまして、議案第四十一号 福生市宮野球場設置及び管理条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について説明させていただきます。

提案理由でございますが、新たに福生市宮田園野球場を設置したことに伴い、本条例を改正しようとするものでございます。

改正内容につきまして御説明申し上げます。

第一条第二号の次に次の一号を加えることとでございます。これは第一号が市宮牛浜野球場、第二号が市宮加美平野球場でございます。第三号に福生市宮田園野球場を加えたいということとでございます。第二条第一項中「福生市牛浜一六二番地におく」を「福生市牛浜百六十二番地に置く」に改め、同条第二項中「福生市大字福生一四三の番地におく」を「福生市大字福生千四百三十番地に置く」に改め、同条同項の次に次の一項を加えたいということとでございます。三項で福生市宮田園野球場は、福生市南田園二丁目十三番地に置くを加えたいということとでございます。第三条中「福生市宮牛浜野球場又は福生市宮加美平野球場」と「第一条各号に規定する野球場」に改めたいということとでございます。附則といたしまして、この条例は五十三年九月一日から施行したいというものでございます。

慎重御審議をいただきまして、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

○十番(指田保雄君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十一号については、総務委員会に付託し、審査せしめらんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま指田保雄君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 異議なしと認めます。よって議案第四十一号は総務

委員会に付託することに決定いたしました。

議三十九 議四十 議四十一 議四十二 議八十三 議三十五 議三十六 議三十七

○議長(岩田 博君) 日程第十一 議案第四十二号 福生市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 森田 猛君 登壇)

○福祉部長(森田 猛君) 御指名によりまして、議案第四十二号 福生市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由と内容につきまして御説明を申し上げます。本条例の改正につきましては、すでに災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部改正、並びに災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律施行令の一部改正が施行されまして、本条例を改正する必要が生じたわけでございます。

次に内容につきまして御説明申し上げます。

弔慰金並びに災害援護資金の貸付けでございますが、第五条は災害弔慰金の件でございます。百五十万円を二百万円、これは生計を主として維持して

いた場合、いわゆる世帯主に該当すると思ひますが、これが死した場合、二百万円に、その他の場合につきましては、七十五万円を百万円に改正しようとするものでございます。次に第十条第一項でございますが、これは災害援護資金の貸付け限度額を一世帯当たり百二十万円を百三十万円に引き上げることでございます。それから表でございます。三十五万円、これは世帯主が一月以上のけがをした場合でございますが、五万円引き上げて四十万円、次の同じ額でございますが、これは家財道具等に損害を受けた場合でございます。家財の三分の一以上が被害を受けたという場合に五万円引き上げて四十万円、次の五十万円を五十五万円でございますが、これは住居が半壊した場合、次の八十五万円を九十万円、これは住居が全壊した場合でございます。次の七十万円を八十万円、これは一月以上負傷した場合と家財の三分の一以上が損害を受けたと、重複の場合を八十万円にしようとするものでございます。その次の八十五万円を百万円、これはやはり一月の負傷と住居が半壊した場合の重複、次の百二十万円を百三十万円、これは一月以上の負傷をし、なお住居が全壊した場合の重複でございます。同じ額でございますが、百二十万円を百三十万円、これは住居の全体が損壊し、もしくは流失し、又はこれと同等と

認めらるる特別の場合 百三十万円と改正しようとするものでございます。な
お、こやうにつきましては本年一月十四日から適用しようとするものでございます。
雑駁な説明でございますが、慎重御審議の上 原案とおり御決定くだ
さいますことをお願いいたします。説明といたします。

○議長(岩田 博君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十二番(貫井喜代次君)

この条例に対して一つ意見的なものを申し上げておきた
いと思ひます。決してこれが悪いとか、条例の効果がないとか、違反だとかいうこと
ではなく、私の方から考えます。

御承知のように、この条例の十条には「表」という文字が入っているわけです。したが
って十条の第一項の「百二十万円を百三十万円」と、ここまではいいと思ひますが、そ
の次にこれは何を意味しているのだということになるんです。本文にある「世帯当た
り百二十万円とし、次の表の上欄にかける」と云々といういろいろなことを書いて「額
とする」と書いてあるわけです。したがってこれの一部改正の適正な条例改正と
すれば、この「百三十万円」にで切って、それで区分による表を次のように改める」とか

あるいは「表の上欄の額を次のように改める」ということで、上の「を」と下の「に改める」で
なくて、とするということが一番適切な条例改正の方法で、一般的にもわかりやすい
条例改正だと思ひます。これだと何か何だかわからないという。百三十万円の次に「な
」とこういうことが書いてあると、意味が通らないと。私はいま申し上げたような表の
「を」をここにに入れて次の表をここに入れるというようにすることが適切な改正ではな
かろうかと
思ひますので、意見を申し上げます。

○助役(篠崎俊夫君)

御意見よくわかります。

これを改めますには、福生市の公

用文に関する規程を改正するというのもございしますので、よく例規審議会に
諮りまして、どういふふうにするかを検討して、いずれ公用文の規程の方を直し
たいと考えております。

○議長(岩田 博君)

以上で質疑を終わります。

○十番(指田保雄君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第四十二号については、厚生委員会に付
託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま指田保雄君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって議案第四十二号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田 博君) 日程第十二議案第四十三号 福生市営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(総務部長 上野重勝君登壇)

○総務部長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、議案第四十三号 福生市営住宅条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

御案内のとおり、六月一日から下水道の供用が開始とされまして、この供用

区域内に市営住宅がございます。場所は熊牛の栄通りに面した所の市営

住宅でございます。したがって条例の整理として、現在第十四条で使用者が負担

をすべきものが規定をされておりました。その第二項に電気、ガス、上水道の使用料は使用者が負担をしないという規定がございます。今回下水道供用開始に伴

いまして、下水道使用料も本人の負担とするというふうに定めようとするための改正でございます。これは条例の整備でございます。これをもって直ちに市営住宅の下水道を整備するという意味ではございませんので、念のため申し添えておきます。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二十一番(高波 忠君) この件は原則としては結構なんですが、これは全部の市

営住宅に該当するものではないとおっしゃいましたが、市民の方からぜひやってくれという要望があったらどうしますか。特に八町内は下水道の完備はしつづつありますが、

○総務部長(上野重勝君) 八町内の市営住宅は供用区域内に入っていないと思えます。将来入った場合には、現在市の方針として市営住宅の全面的な建てかえということが示されておりますので、この問題が解決しない限り、直ちに下

水道の改造ということはやらなかつたものでございます。

○二十一番(高波 忠君) 建てかえの方針があるということをおっしゃいましたが、これは五年も六年も前からあるんです。一時建てかえの方針で家屋の壊し方を始めたが、その後すっぱりやめている。私もよその方に行くが、都営住宅でさえも壊している。新しいのを打ち立ち入り禁止に、屋敷を壊している所をほうほうで見ると、福生市はいまの部長の語のように建てかえをする意思があつて前向きに進んでいるかどうか聞きたいと思ひます。

○総務部長(上野重勝君) 私はまだ総務部長に就任して二ヵ月でございますので、余りたまたまの回転をいたしておりませんが、先日市営住宅のいわゆる公住協の代表、会長、副会長、書記長、会計を含めまして、その際先方から十項目にわたります条件と申しますか、内容が提示されておりました。私も目下それを検討中でございます。何らかの形で解決をしなければいけないというふうに考えておりますので、現在公住協との間に話し合いを進め、合意にこぎつきたいと考えております。現段階では合意に取りつけません、なかなかむずかしいこともあると思ひますので、積極的な話し合いを進めていきたいと思ひます。

(「了解」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終ります。

○十番(指田保雄君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十三号については、総務委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま指田保雄君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することには御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よつて議案第四十三号は総務

委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田 博君) 二時十分過ぎまで休憩いたします。

午後一時五十九分 休憩

議三十九
議四十
議四十一
議四十二
議四十三
議四十四
議四十五
議三十六
議三十七

午後二時十三分 開議

○議長(岩田 博君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第十三議案第四十四号 昭和五十三年度福生市一般会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 浅見裕康君登壇)

○企画財政部長(浅見裕康君) 御指名をいただきまして、議案第四十四号 昭和五十三年度福生市一般会計補正予算(第一号)につきまして御説明申し上げます。

今回補正をしようとする額は二億八千八百五十八万八千円でございます。歳入歳出の累計額を七十三億九千五百五十三万八千円に定めようとするものでございます。統則第二条におきまして地方債の変更につきましては、飯杯中央図書館の建設事業債でございます。本件につきましては御案内のとおり長い間懸案事項になっていたわけでございまして、ようやく防衛施設庁と大蔵省との原

則的な了解が取りつけられまして、近日中に交付決定の運びになる予定でございます。したがって、それに先がけまして、今回の一号補正でこの事業の本体部分の事業費全額を一応計上させていただいたような経過でございます。

それでは歳入歳出の大概につきまして御説明申し上げます。

歳入は、市税、補助金、起債等が主なものでございます。歳出におきまして

は、ただいま申し上げました飯杯中央図書館の建設費、保健相談センターの外構関係の経費、市道改良工事等が主なものになっております。

まず歳入から御説明申し上げます。

市税は今回一億三千五百六十三万六千円の補正でございます。内訳といたしまして、

市民税百三十八万四千円は先般の臨時会におきまして御議決をいただきました法人の均等割りの税率改定に伴います増収予定分でございます。それを単純に

今回百三十八万四千円追加補正をさせていただくものでございます。なお、当初

予算におきまして、法人税の関係につきまして現在の景気の状態といったものを判断いたしまして、若干安全度を見まして、三千万円ほど五十二年の決算予測の数値より下回った形で当初予算は計上されております。これにつきましては御案

内うとおり法人の決算時期がそれぞれの会社によって異なります。最終的には月末という決算まで五十三年度の当該年度の歳入になるということもございまして、今後の動向を見まして、法人の所得割りの関係につきましては補正に計上させていたきたいと思います。次に固定資産税は四千二百七十七万円の補正でございますが、これは調定増に基つくものでございます。都市計画税は固定資産税の調定増にプラスすることの前回やはり税率改正をお願いいたしましたし、御議決をいただいておりますが、これの増分約八千六百万円というふうに御説明申し上げておりますが、それと先ほど申し上げました固定資産税の調定増に関連いたします都市計画税の調定増という形で、今回九千二百八万二千円計上させていただいております。なお、先般特別土地保有税の関係につきましてはやはり条例改正等をお願いしたわけでございますが、その後五月二十九日付をもちまして、徴税免除の措置が適当であるという当審査会の答申を市長あてにいただいております。これにつきましては九月の補正におきまして、現在当初予算に計上しております八十六万円の減額を行う予定でございますので申し添えます。

次に国庫支出金六千五百九十九万二千円でございます。これは先ほど申し上げましたように、飯沼中央図書館の関係が現在、これに取り組む姿勢といたしまして、市民会館で行ったと同じようにジョイント方式で、現在ございます防衛施設庁の補助金のメニューの中からコミュニティセンターの関係と図書館の二つのメニューをジョイントいたしました。二千八百平方メートルほどの図書館をつくらうというような計画をもちまして、これにいたしました補助金の額といたしまして本体部分でございますが、五千九百七十四万二千円を今回予定いたしました。計上しております。そのほか交通安全施設の関係で約六百十六万円ほど予定をしております。これは国庫支出金でございます。

都の支出金が一千百九十五万円でございます。これは昨今、近隣の市町村でも非常に活発になりましたが、ボランティア活動の推進活動費といたしまして、東京都から補助をいただきました。歳出にその倍額を計上していただいておりますが、百万円を今回予定しております。市道幹線二〇号の改良工事の補助金、それから交通安全施設の整備関係でございます。その補助金、そういうものを含めまして都の支出金が一千百九十五万円と相なります。